

吉野学園 MUKU

(児童発達支援事業・放課後等デイサービス)

重要事項説明書

当事業所では、利用者へ指定児童発達支援等の提供を致します。
当サービスの利用は、原則として児童福祉法における障害児通所給付費の支給決定を受けておられる方が対象となります。

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

◆目次◆

1. 事業者の概要.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業所の目的及び運営方針.....	1
4. 職員の体制.....	2
5. 設備の概要.....	2
6. 営業時間とサービスの提供時間.....	2
7. 通常の事業の実施地域.....	2
8. サービスの概要.....	3
9. 利用料金.....	3
10. 利用の中止、変更、追加.....	4
11. サービスの利用に当たっての留意事項.....	4
12. サービスの提供の記録.....	4
13. 守秘義務について.....	4
14. 差別解消について.....	5
15. 虐待の防止のための措置.....	5
16. 身体拘束の禁止.....	5
17. 緊急時及び、事故発生時の対応.....	5
18. 非常災害時の対応.....	6
19. 感染対策.....	6
20. 職場環境維持・ハラスメント対策.....	6
21. 情報の公表.....	6
22. 提供するサービスの第三者評価の実施について.....	6
23. 苦情の受付について.....	7

社会福祉法人総合施設 美吉野園

吉野学園 MUKU

当事業所は奈良県の指定を受けています

(奈良県指定 第2951761325号)

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人総合施設 美吉野園
法人の所在地	奈良県吉野郡大淀町下淵629
法人の電話番号	0747-52-5555
法人のFAX番号	0747-52-0575
法人の代表者	理事長 東 好子
法人の設立年月日	昭和23年5月14日

2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援事業・放課後等デイサービス
事業所の名称	吉野学園 MUKU
事業所の所在地	奈良県吉野郡大淀町下淵 164-20
連絡先	電話:0747-52-7631 FAX:0747-53-0585
管理者氏名	前田 浩
児童発達支援 管理責任者	前田 浩
定員	10名
指定年月日	平成27年4月1日
事業所番号	奈良県指定 第2951761325
主たる対象児童	難聴児または重症心身障害児以外の障害児
事業所が行なっている他のサービス	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設 短期入所事業・保育所等訪問支援事業・日中一時支援事業

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	障害児が日常生活における基本動作を習得し、合わせて集団生活にも適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事を目的とする。
運営方針	(1) 保護者及び障害児の意向、適性や障害の特性その他の事情を踏まえ、障害児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的にサービスを提供します。 (2) 障害児の意思及び人格を尊重して、常に子どもの最善の利益の優先考慮の下でサービス提供に努めます。 (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 (4) 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。 (5) 前4項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月28日条例第35号)」に定める内容を遵守するものとする。

4. 職員の体制

職 種	職務内容
管 理 者	常勤(兼務)1名 管理者は、職員の管理、児童発達支援等の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	常勤(兼務)1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行うほか、職員に対する技術指導及び助言を行います。
児童指導員及び 保育士	常勤 3名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 設備の概要

設 備 の 種 類	数	備考
静養室	1室	体調が優れない時に使用頂きます。
医務室	1室	看護職が常駐しております。
食堂	1室	食事を摂って頂く際に、利用頂きます。
相談室	1室	面談・相談の際に、利用頂きます。
浴室	1室	特殊浴槽の完備をしております。
トイレ	1カ所	各ユニット単位に設置しております。
遊戯室	1室	季節や用途に合わせて活動する際に頂きます。
指導訓練室	1室	療育に係る訓練等を実施する際に利用頂きます。
非常災害設備等	1室	自動火災報知機・消火器・誘導灯・屋外消火栓・非常通報設備等。

6. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	火曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供日 及び サービス提供時間	火曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 午前9時から午後5時

7. 通常の事業の実施地域

吉野郡 五条市 御所市 葛城市 高市郡 橿原市 香芝市 大和高田市 桜井市 宇陀市
北葛城郡

8. サービスの概要

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は、市町村が決定した「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と障害児の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や障害児に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを交付します。

(1) 個別療育

構造化された環境設定のもとで、基本的な生活スキルの獲得や、人とのやりとりに必要なコミュニケーションの方法など「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を総合的にオーダーメイドの個別指導の中で学びます。

(2) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ります。

(3) 相談、助言に関すること

障害児及びその家族へ日常生活における療育・支援・介護等に関する相談及び助言を行います。

9. 利用料金

- (1) 別紙の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費による給付額（全体額の9割）を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、それを除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）を利用者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

- (2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は障害児通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

- (3) 事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、障害児通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、障害児通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知します。

- (4) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

(ア) 療育プログラムに係る教材費：実費負担

(イ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った障害児通所給付決定保護者に対し交付します。

- (5) 利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月27日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- ☐ 金融機関口座からの自動引き落とし
 (ただし手数料につきましては、当施設で負担させていただきます。
 ご利用できる金融機関: ・ゆうちょ銀行
 ・奈良県農業協同組合
- ☐ 金融機関からの振込み
 (ただし振込み手数料は自己負担でお願いします。)
- ☐ 美吉野園会計窓口でのお支払い

(6)利用者負担の月額上限額が、障害児の属する世帯の収入等に応じて設定されておりますので、それを超えて負担する必要はありません。(受給者証に記載)

10. 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止又は、変更する事ができます。この場合には、利用予定日の3営業日前までに申し出て下さい。
- ② 利用予定日の2営業日前以降になって、急病等やむを得ない理由で利用の中止の申出をされた場合、一月に4回まで欠席時対応加算が算定されます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び、時間にサービスの提供が出来ない事があります。その場合は、他の利用可能日時を提示する等の必要な調整を致します。

11. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 室内の機器使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- ② 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さない。
- ③ 喧嘩、口論、などで他の利用者等に迷惑を及ぼさない。
- ④ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- ⑤ 指定した場所以外で火気を用いない。
- ⑥ 故意又は過失により施設もしくは物品に損害を与え、又備品等をもち出さない。
- ⑦ 前項により損害が生じたときは、その補償を利用者又はその家族に求めるときがある。

12. サービスの提供の記録

児童発達支援等のサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日及び土曜日の午前8時30分から午後5時30分です。

13. 守秘義務について

- ① 個人情報管理規程を遵守し個人情報の安全管理について法人・施設内部の責任体制を確保するための仕組みを整備し、個人情報を取り扱う法人として適正な取り扱いを確保するために法的義務を課し、個人情報のみだりに利用・提供されることや不注意な取り扱いによる漏洩、毀損の防止に努めます。

- ② 他の障害福祉サービス事業者等に対して、障害児に関する情報を提供する際には、予め文章により利用者の同意を得るようにします。
- ③ 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た障害児又はその家族等の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じます。
- ④ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等実効的な監督体制を確保します。
- ⑤ 事業者は障害児及びその家族から予め同意を得ない限り、会議等において、障害児及び家族の個人情報を用いません。

14. 差別解消について

「障害者差別解消法」(平成 28 年 4 月 1 日施行)に基づき、事業者が障害児に対して不当な差別的取り扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講ずべき対応指針については「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

15. 虐待防止のための措置

虐待防止に関する責任者の設置、虐待防止委員会を設置する等職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じます。

16. 身体拘束の禁止

障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。身体拘束適正化のための委員会を定期的に関催、指針の整備を行い、従業員に対し、研修を定期的実施します。

17. 緊急時及び、事故発生時の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。又、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

障害児が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることもできます。但し、協力医療機関の行う診療費、治療費はご利用者の負担となります。

(1)【協力医療機関】

医療機関の名称	美吉野園診療所
所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊 629 番地
診療科	内科・整形外科・精神科

医療機関の名称	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1
診療科	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・眼科 耳鼻咽喉科・泌尿器科・産婦人科・リハビリテーション科

医療機関の名称	医療法人弘仁会 南和病院
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 1 番地 181
診療科	内科・外科・整形外科・肛門科・胃腸科・リハビリテーション科

医療機関の名称	社会福祉法人恩賜会 済生会御所病院
所在地	奈良県御所市大字三室 20
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・産婦人科 皮膚科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科

(2)【協力歯科医療機関(訪問歯科)】

医療機関の名称	中辻歯科医院
所在地	奈良県橿原市久米町 596-2

18. 非常災害時の対応

火災など非常災害、その他緊急の事態に備え、必要な設備を設け、常に関係機関と連絡を密にし、あらかじめ防災、避難に関する計画を作成する。防災計画に基づき、少なくとも 1 年に 2 回以上は、障害児及び職員等の避難、救出その他の必要な訓練等を行います。又、避難にあたっては、地域住民の参加が得られる様連携に努めます。災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業員への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

19. 感染症対策

感染症の発生、まん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業員への研修・訓練(シュミレーション)等の必要な措置を講じます。感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業員への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

20. 職場環境維持 ハラスメント対策

- ①適正なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントにより、従業員の人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げ、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ②サービスの提供にあたっては利用者等の皆様との相互の信頼関係を基に、皆様のお声を施設運営に反映させて参ります。

21. 情報の公表

事業所全体の支援内容及び自己評価・保護者評価並びに改善の内容をホームページにて公表致します。

22. 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

23. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

受 付 窓 口	窓 口 担 当 者 総務課長(役職) 竹村 真理 苦情解決責任者 施設長 (役職) 前田 浩 受 付 日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月 29日から1月3日までを除く。 受 付 時 間 午前8時30分から午後5時30分 電 話 番 号 0747-52-5555 F A X 番 号 0747-52-0575
第三者委員	辻本 雅英 0746-32-2118 森本 沃子 0747-52-2557 吉野郡大淀町新野 356 吉野郡大淀町桧垣本 1452

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

大淀町介護福祉課	所在地 : 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 電話番号・FAX : 0747-52-5501 FAX 0747-52-4301 受付日時間 : 9:00~17:00
奈良県運営適正化委員会(運営適正化委員会)	所在地 : 奈良県橿原市大久保町 320-11 番地 電話番号・FAX : 0744-29-1212 (FAX 兼) 受付日・時間 : 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定児童発達支援等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行
ないました。

事業所名称：吉野学園 MUKU

管理者名：前田 浩

説明者名：(役職) (氏名) 印

私は、本書面に基づいて事業者から児童発達支援等の提供及び利用について重要事項の
説明を受け、利用の開始に同意しました。

児童氏名 住 所

氏 名 印

契約者 住 所

氏 名 印

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171,172 号
(平成 18 年 9 月 29 日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために
作成したものです。

別紙料金表

《児童発達支援 サービス利用料金》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費額(全体の 9 割)を除いた金額(全体の 1 割＝利用者負担額)をお支払い頂きます。

【児童発達支援事業で行う場合 (障害児(難聴・重心児を除く))】

単位:円

1. 利用されるサービス料金	9,010/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	8,109/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額 (1－2)	901/日

* 就学前のお子様のサービス利用については無料となります。対象となる期間は以下の通りです。

「満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間」です。

利用者負担以外の費用については実費負担となります。

《放課後等デイサービス利用料金》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費額(全体の 9 割)を除いた金額(全体の 1 割＝利用者負担額)をお支払い頂きます。

(重心児を除く)

単位:円

1. 利用されるサービス料金	5,740/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	5,166/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額 (1－2)	574/日

ご負担いただく金額については、市町村が発行する受給者証に記載された金額の範囲内の額となっております。

【加算項目】 <<児童発達支援・放課後等デイサービス共通>>

単位:円

区 分	金 額	概 要
個別サポート加算(Ⅰ)	120/日【児発】	重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合に加算されます。
	90/日【放デイ】	ケアニーズの高い障害児に支援した場合に加算されます。
	120/日【放デイ】	基礎研修修了者を配置し支援した場合に加算されます。
	120/日【放デイ】	著しく重度の障害児に支援した場合に加算されます。
個別サポート加算(Ⅱ)	150/日	要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を(6月に1回以上共有))し支援を行った場合に加算されます。
個別サポート加算(Ⅲ)【放デイ】	70/日	不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合に加算されます。
家族支援加算(Ⅰ)	居宅を訪問 所要時間 1時間以上 300/回 1時間未満 200/回	児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合に加算されます。 (月4回を限度)
	事業所で対面 100/回	
	オンライン 80/回	
家族支援加算(Ⅱ)	事業所で対面 80/回	児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合に加算されます。 (月4回を限度)
	オンライン 60/回	
子育てサポート加算	80/回	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関り方等に関して相談援助を行った場合に加算されます。
関係機関連携加算(Ⅰ)	250/回	保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合に加算されます。 (月に1回を限度)
関係機関連携加算(Ⅱ)	200/回	保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。 (月に1回を限度)
関係機関連携加算(Ⅲ)	150/日	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。 (月1回を限度)

関係機関連携加算(Ⅳ)	200／日	就学先の小学校や就職先の企業等との連携調整を行った場合（1回を限度）
事業所間連携加算(Ⅰ)	500／回	セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用するについて、コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に加算されます。 (月1回を限度)
事業所間連携加算(Ⅱ)	150／回	事業所間の会議に参画する等、情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に加算されます。(月1回)
欠席時対応加算(月4回を限度)	94／日	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡あった場合に算定します。
強度行動障害児支援加算Ⅰ	200／日 (＊加算開始から90日の機関は以内は更に+500単位／日)	強度行動障害養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し強度行障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算されます。
強度行動障害児支援加算Ⅱ	250／日 (＊加算開始から90日の機関は以内は更に+500単位／日)	強度行動障害養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し強度行障害を有する児(児基準30点以上)に対して支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算されます
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15／日	直接処遇職員として常勤で配置されている職員の総数のうち、社会福祉士又は介護福祉士である割合が35%以上である場合に算定する。
専門的支援体制加算	区分に応じて 49～123／日	専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合に加算されます。
専門的支援実施加算	150／回 (原則月4回を限度)	理学療法士等により、個別・集中的な専門的専門的支援を計画的に行った場合に加算されます
自立サポート加算【放デイ】	100／回 (月2回を限度)	高校生(2年生・3年生に限る)について学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に加算されます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.1%/月(児発) 13.4%/月(放デ)	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定児童発達支援事業所が、利用者に対し指定児童発達支援を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。
------------------	----------------------------	---

【給付対象外サービス】

○ 療育教材費	材料費の実費
○ 複写物の交付	1 枚につき 10 円